

様式第1号(第5条関係)

会 議 録

会 議 の 名 称	平成27年度 美幌町情報公開・個人情報保護審査会
開 催 日 時	平成27年10月26日 (月) 16時15分 開会 17時00分 閉会
開 催 場 所	しゃきっとプラザ講習室
出 席 者 氏 名	桑原委員、笹木委員
欠 席 者 氏 名	杉本委員、平居委員、斉藤委員
事務局職員職氏名	広島総務部長、田村総務主幹、佐久間広報担当主査
議 題	(1)平成26年度情報公開条例に基づく情報公開の実施状況について (2)平成26年度個人情報保護条例の運用状況について (3)その他
会議の公開又は非公開の別	公開
非公開の理由 (会議を非公開とした場合)	
傍聴人の数 (会議を公開した場合)	1 名
会議資料の名称	平成26年度情報公開条例に基づく情報公開の実施状況報告書 平成26年度個人情報保護条例の運用状況報告書 美幌町特定個人情報保護条例の概要
会議録の作成方針	☐ 録音テープを使用した全部記録
	☐ 録音テープを使用した要点記録
	☒ 要点記録
その他の必要事項	

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
事務局	只今から平成２７年度第１回情報公開・個人情報保護審査会を開催いたします。 ７月１日付けの人事異動により、総務部長が広島に替わりましたのでご紹介いたします。 本日の議事につきましては、例年どおり情報公開と個人情報保護の昨年度の状況について、報告させていただきます。また、マイナンバー制度がスタートしたことに伴い、９月定例会において、美幌町特定個人情報保護条例を制定いたしましたので、概要についてご説明いたします。 なお、杉本会長と平居委員につきましては所用により欠席のご連絡をいただいております。斉藤委員につきましては、出席の予定でしたが、急遽都合により欠席となりました。本来であれば、過半数以上の出席で会議を開催するところですが、本会議は報告案件のみであり、審議案件がないことから欠席した委員には、後日、事務局から報告させていただくことで了承いただければ、このまま会議を開催させていただきたいと思いますがいかがでしょうか。
桑原委員・笹木委員	了承
事務局	それでは早速ですが会議に移りたいと思います。では、はじめに情報公開条例に基づく情報公開の実施状況報告書について説明させていただき、その後、個人情報保護条例の運用状況報告書の説明をさせていただきます。議事進行につきまして、桑原副会長にお願いいたします。
桑原委員	杉本会長が欠席しておりますので、代わりに進行させていただきます。それでは事務局より、情報公開の実施状況について説明をお願いします。
事務局	「平成２６年度情報公開条例に基づく情報公開の実施状況報告書」の内容を説明
桑原委員	説明していただいた内容について、何か質問や意見はございますか。
笹木委員	公文書の公開請求状況について、報酬等審議会会議録のどの部分を一部非公開としたのか。また、一部非公開の方法はどのようなものか。
事務局	一部非公開の理由は、議事録の発言者の氏名を非公開としたもので、非公開の方法は、該当する部分を黒塗りにしている。

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
桑原委員	公文書の公開請求状況の「美幌小学校と東陽小学校の建築に係る地盤調査報告書」は、建設当時のものということによろしいか。また、どのような使用目的で公開請求があったのか。
事務局	公開したのは建設当時の書類で、使用目的については、公開請求書に記載する必要がないため、把握していない。
桑原委員	それでは、次に個人情報保護の運用状況について説明をお願いします。
事務局	「平成26年度個人情報保護条例の運用状況報告書」と「美幌町特定個人情報保護条例の概要」について説明
桑原委員	説明していただいた内容について、何か質問や意見はございますか。
笹木委員	美幌町特定個人情報保護条例について、この審査会に関係してくるのは個人情報保護条例と同じように、不服申し立てがあった場合に審査することということだと思うが、そもそも特定個人情報と個人情報の違いは何か。また、この条例は、特定個人情報の漏洩等がないように保護することを目的とした条例ということか。
事務局	個人情報の4情報である住所、氏名、生年月日、性別にマイナンバーを加えたものが特定個人情報となる。今後、マイナンバーは、税と社会保障以外にもいろいろな分野で使われていく可能性がある。この条例は、開示や訂正の手続きの他に、特定個人情報の厳格な取り扱いについても定めている。
笹木委員	すでに保有している個人情報は、これまで同様に個人情報保護条例で保護し、特定個人情報は、特定個人情報保護条例で保護していくということか。
事務局	そのとおりである。
桑原委員	今後、どのようにマイナンバーが利用されていくのか。また、マイナンバーカードの紛失等により、マイナンバーが漏れてしまった時の影響はどのようなものがあるのか。
事務局	今後の利用については、はっきりしたことは言えない。今は、社会保障と税だけだが、健康保険証、図書カードなどへの利用が検討されている。仮にマイナンバーカードを紛失してしまっても、顔写真が付いているため、「なりすまし」の被害は防げる。マイナンバーカードに、社会保障や税の情

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
	報が記録されている訳ではないので、すぐに情報が漏洩することはないが、悪用される可能性は否定できない。広報誌で周知するとともに、町内で説明会を開催し、制度について周知しているところ。

--	--